

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 22 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 45 万 6,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 19 万 2,000 円とされているが、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額（45 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 45 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 23 日

申立期間の標準賞与額については、事務処理誤りであることを事業所が認め、既に A 社の事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第 75 条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の A 社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額は、当初 19 万 2,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 10 日付けで 19 万 2,000 円から 45 万 6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（45 万 6,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与

額（19万2,000円）となっている。

このことについて、申立人は、当委員会に対し申立期間の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された賞与関係資料によると、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、45万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を過少な金額を記載して社会保険事務所（当時）に対し提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について、納入告知を行っておらず（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から平成 3 年 3 月まで
申立期間中は、定期的に町内の集金人を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、町内の集金人を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は職権適用によって昭和 60 年 10 月に払い出されており、その時点で、申立期間のうち、56 年 3 月から 58 年 6 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの保険料については、前述した手帳記号番号払出時において過年度保険料となる上、申立期間のうち平成元年 4 月から 3 年 3 月までの間は申請免除となっていることから、当該期間については、町内の集金人を通じて保険料を納付することができない。

加えて、国民年金の加入手続や保険料の納付等を行ったとする夫は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

なお、申立人は、自分の記録が他人の記録と取り違えられていると主張しているが、申立期間は昭和 56 年 3 月から平成 3 年 3 月までの 121 月に及んでおり、その全期間において行政側に事務処理誤りがあったとは考え難い。

また、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成14年4月から17年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年3月まで
② 平成14年4月から17年6月まで

申立期間①については、元妻が、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間②については、母が毎年申請免除の手続をしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の元妻は、口座振替により申立人の分を含んだ夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①に係る元妻の保険料も未納となっている。

また、夫婦二人の国民年金被保険者名簿によると、昭和60年以降の保険料が当初、未納であったため、同年12月から再三、A市から申立人夫婦に行われた催告の記載、及び同年10月から平成2年3月までの期間(54月)の保険料のうち、27か月分の保険料を過年度納付している記載がある上、元妻については、申立期間①直後の3年4月から口座振替による保険料納付を開始したことが確認できるが、申立人については、口座振替による保険料納付を開始したことを確認することはできないことから、口座振替により夫婦二人分の保険料を毎月納付していたと主張する元妻の主張と整合しない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の母親は、毎年4月又は5月頃に、申立人の申請免除の手続を行っていたと主張しているが、「国民年金保険料申請免除・納付猶予申請書」及びオンライン記録によると、申立期間直後の平成17年度の申請免除の手続を一年遅れて平成18年5月に、18年度の手続を同年7月に行っていることが確認できることから、毎年手続を行っていたとする母親の主張と整合しない。

また、申立期間②については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降において保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

さらに、申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料等はなく、ほかに申立期間②の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から60年6月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和62年8月にA町（現在は、B市）で払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和60年から62年頃までの期間にA町役場から年金の手続に離職証明が必要である話を受け、以前勤務していた事業所に離職証明の請求をしたと申述しているが、離職証明の請求に対する当該事業所からの手紙において、62年7月6日の日付が確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日である54年12月28日に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認できる。

このことから、申立人は、申立期間当時は、国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年11月

父が母の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していた。自分では国民年金の手続及び保険料の納付を行ったことは無いが、父がきちんと行ったはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録、国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳によると、昭和53年4月に被保険者資格を喪失してから55年3月に被保険者資格を再取得するまでの期間は、国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から63年3月まで
私の義姉が私と夫の国民年金の全額申請免除の手続を行ったと聞いているが、申立期間中、私の手元には国民年金保険料の納付書が郵送で届いており、この納付書で保険料を納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義姉が申立人とその夫の国民年金の全額免除申請を行ったと聞いているが、申立期間当時、申立人は保険料の納付書が郵送されていたため、この納付書により申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間中の申請免除手続については、申立人の義姉は申立人とその夫、その夫の兄夫婦及びその義姉自身の申請免除手続を行っていたと申述しており、申立人の申立期間中の保険料の免除申請については、生計を同一にするその夫についても、当時、保険料の免除申請が承認されている。

また、申立人とその夫に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、全額申請免除が複数回承認されていることが確認でき、その夫の兄夫婦及びその義姉についても同様の記録が確認できることから、免除申請を行ったとするその義姉は、保険料の免除手続について熟知していたものと考えられる。

さらに、申立人とその夫の国民年金被保険者台帳には、納付書発行の記載が複数回確認できるものの、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人とその夫に対する複数回の戸別訪問、電話勧奨及び納付拒否の記載が確認できることから、申立期間中の免除期間及び未納期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年12月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、姉が集金人を通じて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その姉が申立期間の国民年金保険料について集金人を通じて納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳によると、昭和44年1月に、申立人が、当時居住していたA区から、その姉が居住していたB区へ住所変更していることが記載されていることから、申立期間のうち42年10月から43年3月までの保険料については、B区の納付組織を通じて納付することは困難であった上、保険料を納付していたとするその姉は既に他界しているため、当時の具体的な納付状況についての確認ができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、C社において昭和44年1月から同年12月まで厚生年金保険に加入しており、当該期間のうち同年4月から同年12月までについては、平成20年2月に厚生年金保険との重複納付により保険料の還付決議がされていることが確認できることから、その姉は、申立人に係る保険料について、昭和44年4月の保険料から納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間中に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 756（事案 714 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月まで
国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を A 市役所内の銀行の出張所で一緒に毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を A 市役所内の銀行の出張所で、申立期間及び申立期間前後の相当の期間、おおむね納付期限前に滞りなく納付していたと主張しているが、申立期間については、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、その妻自身の保険料も未納となっている。

また、オンライン記録によると、申立人とその妻は昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、その妻が夫婦二人分の保険料をおおむね納付期限前に滞りなく納付していたとするその妻の主張とは整合しない上、申立人とその妻の未納期間は 60 年 8 月から 63 年 3 月までの約 3 年間で 4 回に及んでおり、当時行政側にそれだけの回数事務処理誤りがあったとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間について、1 年以上の期間の保険料が未納となっているのは納得できないと主張しているが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 757 (事案 711 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月まで

国民年金保険料の納付書が届くと、私が私自身と夫の保険料を A 市役所内の銀行の出張所で一緒に毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立人自身と夫の二人分の国民年金保険料を一緒に A 市役所内の銀行の出張所で、申立期間及び申立期間前後の相当の期間、おおむね納付期限前に滞りなく納付していたと主張しているが、申立期間については、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、その夫の保険料も未納となっている。

また、オンライン記録によると、申立人とその夫は、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が夫婦二人分の保険料をおおむね納付期限前に滞りなく納付していたとする申立人の主張とは整合しない上、申立人とその夫の未納期間は 60 年 8 月から 63 年 3 月までの約 3 年間で 4 回に及んでおり、当時行政側にそれだけの回数事務処理誤りがあったとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて申立期間について、1 年以上の期間の保険料が未納となっているのは納得できないと主張しているが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委

員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年12月まで

私は、義母に勧められて昭和44年4月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し、45年から46年頃からは付加保険料も併せて納付していたはずである。申立期間について、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母に勧められて昭和44年4月頃に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し、45年から46年頃からは付加保険料も併せて納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、49年4月に、申立人の手帳記号番号の払出しが行われているものの、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、それ以前の同年1月であることが、申立人が当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容から確認でき、しかも、その加入は任意加入であったことがわかる。

しかしながら、申立人は前述のとおり、昭和49年1月に国民年金に任意加入しているため申立期間に遡って国民年金被保険者資格を取得することができない上、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄の48年4月から同年12月までの期間には「納付不要」と押印されていることから、申立期間において申立人が任意加入していたことをうかがわせる状況は認められない。

また、申立人は、郵送されてきた納付書により、毎月、保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付場所等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 21 日から 4 年 1 月 31 日まで

A社の代表取締役であったときの報酬月額は 70 万円であったが、平成 3 年 4 月 21 日から 4 年 1 月 31 日までの標準報酬月額が 20 万円に引き下げられている。実際に支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 4 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 3 月 10 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は当初 53 万円と記録されていたものが、20 万円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成 3 年 6 月 18 日に同社の代表取締役に就任し、当該減額処理が行われた 4 年 3 月 10 日において、同社の代表取締役を辞任又は解任されていないことが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことは知っていた。平成 3 年 10 月頃、経営状態の悪化により、取締役会において役員全員の役員報酬を一律 20 万円に引き下げることと決定し、これに同意した。」と申述していることから、申立人はA社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。

しかしながら、私は、申立期間前に勤務していた昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 3 月 25 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受け取った記憶はあるが、申立期間に係る脱退手当金については受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 3 月 25 日まで）については、脱退手当金を受け取った記憶はあるものの、申立期間については、脱退手当金を受け取った記憶が無いと申し立てているところ、オンライン記録上は、申立期間前に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者期間と申立期間は、脱退手当金の支給対象期間として合算され、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（44 年 8 月 31 日）から約 3 か月後の昭和 44 年 12 月 2 日に脱退手当金が支給決定されており、その支給額に誤りも無いことから事務処理に不自然さはいふことがない。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したとする期間とその後の申立期間の被保険者期間は同一

の番号で管理されているにも係わらず、申立期間後の被保険者記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月1日から22年9月10日まで
② 昭和22年8月10日から25年6月1日まで
③ 昭和25年8月20日から29年5月15日まで
④ 昭和29年5月15日から32年1月16日まで
⑤ 昭和32年1月16日から35年2月25日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和35年2月25日）の前後3年以内に資格喪失した者36人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、27人に支給記録が確認でき、そのうち22人について資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後である昭和35年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 55 年 5 月まで
② 昭和 55 年 6 月から 56 年 4 月まで

A社に勤務した昭和 51 年 4 月から 55 年 5 月までの期間及びB社（現在は、C社）に勤務した同年 6 月から 56 年 4 月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び申立人から提出された社員旅行の写真から勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主及び役員から、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所に勤務していた同僚は「私は、入社してから4年以上たってから厚生年金保険に加入した。私がA社D工場を退職する昭和 55 年 5 月頃には、約 50 人の従業員が働いていたが、ほとんどがパート・アルバイトだったので、一部の正社員だけが厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言している上、同事業所に係る事業所別被保険者名簿から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 55 年 5 月 28 日に資格を喪失した被保険者は 60 人であり、このうちD工場の被保険者は約 20 人であったことが確認できることから、同事業所は申立期間当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①

において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、C健康保険組合が保管している準社員・パート社員名簿により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C健康保険組合は「当健康保険組合が保管している健康保険組合適用者リストに申立人の氏名が無いことから、申立期間において同組合に加入していない。」と回答している。

また、C社は「申立期間当時、B社ではパート・アルバイト社員については、社会保険に加入させていなかった。申立人も健康保険組合及び厚生年金保険に未加入であったことから、パート社員であったと考えられ、賃金台帳等の資料は無いものの給料から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 17 日から 34 年 4 月 19 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後である昭和34年10月14日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、当時、申立人は再就職する考えが無かったと申述しているなど、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 13 日から 39 年 8 月 11 日まで
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 8 月 11 日）から約 3 か月後の昭和 39 年 11 月 18 日に支給決定されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ同年 9 月 26 日に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 12 日から 42 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書には、申立人が申立期間後、結婚を機に転居したとするアパートの住所及び結婚後の氏名が記載されている上、最後に被保険者として使用された事業所の名称及び所在地欄に申立期間に係る事業所のゴム印が使用されていることから、申立人の意思に基づき、同事業所の協力を得て脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、前述の脱退手当金裁定請求書には、脱退手当金が昭和 44 年 5 月 27 日に送金済みであることを示す押印もされていることから、結婚後の申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことがうかがえる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から38年4月1日まで

日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年4月1日の前後3年以内に資格喪失した者3人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた2人について、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から27年1月1日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す支給日等の記載が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、当該脱退手当金が支給決定された時期（昭和27年1月25日）は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、結婚のため申立期間の事業所を退職（27年1月1日）後、昭和58年9月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から48年9月1日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人が診察を受けていた病名が記載されていること、及び申立期間に係る事業所の委託を受けた労務管理事務所の印が押されていることが確認できることから、申立人及び同事業所が当該脱退手当金の請求に関与していたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和48年9月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間前の8年を超える厚生年金保険被保険者期間（未統合記録）については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年頃から 52 年 11 月 12 日まで

A社では、昭和 42 年頃からB職、44 年にはC職、47 年頃から 52 年 11 月までは常務取締役であったが、支給されていた給与及び役員報酬に比べて標準報酬月額が低すぎる。申立期間について、標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 48 年 7 月 1 日から 52 年 11 月 12 日までの期間については、申立人に係る標準報酬月額が、当時の上限（最高等級）で記録されていることから、当該期間について標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

また、上記を除く期間については、A社は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 52 年 11 月 12 日に全喪しており、当時の事業主は死亡し、他の取締役にも連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、標準報酬月額について遡って訂正等が行われた形跡は無く、オンライン記録により、申立人と同年代の従業員の標準報酬月額とを比較すると、申立人の標準報酬月額を超える者は一人もおらず、他の取締役と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが特に低額である事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間の標準報酬月額を超える厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月1日から36年3月31日まで
② 昭和33年1月6日から36年3月31日まで

昭和33年1月6日から36年3月31日までA社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社に勤務していた申立期間②について標準報酬月額が低額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和33年1月6日から36年3月31日まで継続してA社に勤務していたと申述しているところ、同社を事業継承したB社は既に解散しており、当時の代表取締役も「当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①におけるA社での勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所に勤務していた同僚の1人は「私が退職した昭和34年7月の時点では、申立人は既に会社を辞めていたと思う。」と証言している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、申立期間内である昭和35年12月8日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額が低額となっている旨を主張しているが、前述のとおり、A社を事業継承したB社は既に解散しており、当時の資料は何も残っていないことから申立人の当該期間における標準報酬月額を確認することができない。

しかしながら、A社に係る被保険者原票により、当該期間当時、申立人と同年代で、かつ同じ職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額か、あるいは低額となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと比べ低額であったという事情は見当たらない。

また、前述の被保険者原票には、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 6 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれまでの 22 万円から 11 万円に減額されている。支給されていた給与が半減したことは無かったはずなので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における標準報酬月額が、平成 9 年 12 月から、それまで 22 万円であったにもかかわらず 11 万円に半減していることに納得できないと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は「保管している被保険者台帳には、申立人に係る標準報酬月額が平成 9 年 12 月 1 日付けで 11 万円と記録されている。当時は、60 歳に到達した社員を嘱託社員として継続雇用するに際して、当該社員が高年齢雇用継続給付金の支給を受けられるように、本人の了解を得て、報酬月額を一律 11 万円に減額し、従来 of 給与との差額を賞与で補填することとしていた。」と回答しており、当該報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額 11 万円と一致している。

また、申立人と同じく 60 歳到達日以降において嘱託社員として継続雇用されている多数の社員についても、申立人と同様に継続雇用後において標準報酬月額が 11 万円に減額されていることがオンライン記録により確認できる上、そのうちの複数の嘱託社員は「報酬月額の減額については、会社から事前説明があった。差額も賞与で補填されていた。」と証言している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。